

令和 2 年 3 月 2 3 日
福祉部長 寿 応 援 課

江東区老人福祉センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区老人福祉センター条例の一部の改正を行い、老人福祉センターの使用料を改定する。

2 改正の概要

使用料をおおむね 20% 引き上げる。

なお、60 歳以上及び障害者からなる団体の利用は、従前の通り無料とする。

3 改正後の料金

2 ～ 3 ページの通り。

4 新旧対照表

4 ～ 9 ページの通り。

5 施行日

令和 2 年 1 0 月 1 日施行とする。

江東区老人福祉センター 改定後の料金

施設		区分	利用日	午前 (9時30分から12時まで)	午後 (13時から16時30分まで)	夜間 (18時から21時30分まで)
深川老人福祉センター	体育室	平日		3,500円	5,500円	6,400円
		土曜日、日曜日及び休日		4,200円	6,400円	7,900円
	小体育室	平日		2,200円	3,400円	4,000円
		土曜日、日曜日及び休日		2,600円	4,050円	4,800円
	第一教養 娯楽室	平日		—	—	2,100円
		土曜日、日曜日及び休日		—	—	3,100円
	第二教養 娯楽室			—	—	1,200円
	第一会議 室			1,300円	1,600円	2,450円
	第二会議 室			1,300円	1,600円	2,450円
	実習室			1,500円	1,850円	2,850円
森下分館 深川老人福祉センター	会議室 (大)			1,300円	1,600円	2,450円
	会議室 (小)			650円	750円	1,050円
	教養娯 楽室	平日		—	—	1,200円
		土曜日、日曜日及び休日		—	—	1,600円

城東老人福祉センター	体育室	平日	2,850円	4,400円	4,950円
		土曜日、 日曜日 及び休日	3,400円	5,250円	5,750円
	訓練室	平日	—	—	1,200円
		土曜日、 日曜日 及び休日	—	—	1,400円
	第一教養 娯楽室	平日	—	—	1,600円
		土曜日、 日曜日 及び休日	—	—	2,450円
	第二教養 娯楽室		—	—	1,200円
第一会議 室		1,300円	1,600円	2,450円	
第二会議 室		—	—	1,550円	
亀戸老人福祉センター	体育室	平日	2,450円	3,750円	4,600円
		土曜日、 日曜日 及び休日	2,850円	4,600円	5,500円
	第一教養 娯楽室	平日	—	—	1,200円
		土曜日、 日曜日 及び休日	—	—	1,600円
	第二教養 娯楽室		—	—	800円
	第一会議 室		1,300円	1,600円	2,450円
第二会議 室		1,300円	1,600円	2,450円	

江東区老人福祉センター条例 新旧対照表

現 行						改 正 案					
本 則 （ 略 ）						本 則 （ 略 ）					
別 表 （ 第 1 2 条 関 係 ）						別 表 （ 第 1 2 条 関 係 ）					
施設 ＼ 区分		利用 日	午前 （ 9 時 3 0 分 ～ 1 2 時 ）	午後 （ 1 3 時 ～ 1 6 時 3 0 分 ）	夜間 （ 1 8 時 ～ 2 1 時 3 0 分 ）	施設 ＼ 区分		利用 日	午前 （ 9 時 3 0 分 ～ 1 2 時 まで ）	午後 （ 1 3 時 ～ 1 6 時 3 0 分 まで ）	夜間 （ 1 8 時 ～ 2 1 時 3 0 分 まで ）
深川 老人福祉 センター	体育室	平日	2,950 円	4,600 円	5,350 円	深川 老人福祉 センター	体育室	平日	3,500 円	5,500 円	6,400 円
		土曜日・ 日曜日・ 日曜日	3,500 円	5,350 円	6,600 円			及び 土曜日・ 日曜日・ 日曜日	4,200 円	6,400 円	7,900 円
	小体育室	平日	1,850 円	2,850 円	3,350 円		小体育室	平日	2,200 円	3,400 円	4,000 円

	日土 ・曜 休日 日・ 日曜	2, 2 00 0円	3, 4 00 0円	4, 0 00 0円
第一教養 娛樂室	平日			1, 7 50 0円
	日土 ・曜 休日 日・ 日曜			2, 6 00 0円
室第 二教 養娛 樂	＼			1, 0 00 0円
第一 會議 室	＼	1, 1 00 0円	1, 3 50 0円	2, 0 55 0円
第二 會議 室	＼	1, 1 00 0円	1, 3 50 0円	2, 0 55 0円

	日土 及 曜 び日 休日 日・ 日曜	2, 6 00 0円	4, 0 50 0円	4, 8 00 0円
第一教養 娛樂室	平日			2, 1 00 0円
	日土 及 曜 び日 休日 日・ 日曜			3, 1 00 0円
室第 二教 養娛 樂	＼			1, 2 00 0円
第一 會議 室	＼	1, 3 00 0円	1, 6 00 0円	2, 4 50 0円
第二 會議 室	＼	1, 3 00 0円	1, 6 00 0円	2, 4 50 0円

	実習室	＼	1,250円	1,550円	2,400円
深川 老人福祉センター 森下分館	会議室（大）	＼	1,100円	1,350円	2,050円
	会議室（小）	＼	550円	650円	900円
	教養 娯楽室	平日			1,000円
土曜日・ 休日・日曜				1,350円	
城 東 老人福祉セン	体育室	平日	2,400円	3,700円	4,150円

	実習室	＼	1,500円	1,850円	2,850円
深川 老人福祉センター 森下分館	会議室（大）	＼	1,300円	1,600円	2,450円
	会議室（小）	＼	650円	750円	1,050円
	教養 娯楽室	平日			1,200円
土曜日・ 休日・日曜				1,600円	
城 東 老人福祉セン	体育室	平日	2,850円	4,400円	4,950円

	日土・曜日・日曜	2,850円	4,400円	4,800円
訓練室	平日			1,000円
	日土・曜日・日曜			1,200円
第一教養娯楽室	平日			1,350円
	日土・曜日・日曜			2,050円
室第二教養娯楽	＼			1,000円

	及土曜日・日曜	3,400円	5,250円	5,750円
訓練室	平日			1,200円
	及土曜日・日曜			1,400円
第一教養娯楽室	平日			1,600円
	日土及土曜日・日曜			2,450円
室第二教養娯楽	＼			1,200円

	第一会議室	＼	1,100円	1,350円	2,050円
	第二会議室	＼	｜	｜	1,300円
亀戸老人福祉センター	体育室	平日	2,050円	3,150円	3,850円
		日土・曜日・休日・日曜	2,400円	3,850円	4,600円
	第一教養娯楽室	平日	｜	｜	1,000円
		日土・曜日・休日・日曜	｜	｜	1,350円

	第一会議室	＼	1,300円	1,600円	2,450円
	第二会議室	＼	｜	｜	1,550円
亀戸老人福祉センター	体育室	平日	2,450円	3,750円	4,600円
		日土及曜日・休日・日曜	2,850円	4,600円	5,500円
	第一教養娯楽室	平日	｜	｜	1,200円
		日土及曜日・休日・日曜	｜	｜	1,600円

第二楽室 娯楽室	／	1,000円	1,350円	700円
第一会議室	／	1,100円	1,350円	2,050円
第二会議室	／	1,100円	1,350円	2,050円

備考 (略)

第二楽室 娯楽室	／	1,300円	1,600円	800円
第一会議室	／	1,300円	1,600円	2,450円
第二会議室	／	1,300円	1,600円	2,450円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。